

参 考 资 料
老 人 保 健 课

①要介護認定実態調査事業（第二次）について

1. 目的

平成15年4月に改訂された改訂要介護認定は、実施後約10ヶ月間が経過し、全国で順調に実施されているところです。

要介護認定は、公平公正の観点から全国一律の基準で実施し、改訂後もより適正な要介護認定に努める必要があります。

このため本事業では、要介護認定の実施状況及び適正化、平準化に対する市町村の取組みについて実態を把握することを目的としています。

2. 構成

(1) 調査対象市町村

全市町村（特別区を含む）

(2) 調査内容

本事業は以下により構成されています。

1) 要介護認定実態調査（第二次）調査票（アンケート1）

それぞれ審査案件ごとに記入

- ① 介護認定審査会資料において、個々の審査判定の際に着目した項目
- ② 一次判定の変更を考慮した場合に勘案した項目
- ③ 介護認定審査会における要介護状態区分の異なる意見
- ④ 審査判定に要した時間

2) 要介護認定実態調査（第二次）調査票（アンケート2、3）

各自治体それぞれ一式記入

3. 留意事項

- 審査対象者の審査案件に対して、現行の認定情報に加え、別紙1の「要介護認定実態調査事業（第二次）調査票」項目の調査報告をしていただくものです。
- 調査対象者は2月16日（月）の週または2月23日（月）の週のいずれかの1週間に審査判定を行った審査案件において実施してください。
- 送信不能の市町村については、都道府県へ電子媒体で報告（送付）していただき、都道府県から厚生労働省へ認定支援ネットワークを通じて報告

していただきます。

- 提出期限は、平成16年3月19日（金）といたします。
- ただし、受付期間は各市町村の事情等を勘案し、2月16日（月）～3月31日（水）としております。
- アンケート調査（別紙2，3）については、調査対象市町村から要介護認定実態調査（第二次）調査事務室へ電子メールにて送信してください。
- アンケート調査（別紙2，3）の提出期限は平成16年3月19日（金）といたします。

要介護認定実態調査(第二次)調査票

合議体番号 _____ 審査日 _____ NO. _____ 性別 _____ 年齢 _____

認定審査会資料のうち、審査判定の際に着目した項目に☑チェックをして下さい(複数回答可)

主治医意見書

- 傷病に関する意見 特別な医療 心身の状態に関する意見
- 介護に関する意見 その他特記すべき事項

特記事項

- 第1群 第2群 第3群 第4群 第5群 第6群 第7群

一次判定の変更を考慮した場合に勘案した項目に☑チェックをして下さい(複数回答可)

- ADL・IADLの状態
 - 痴呆の状態
 - 医療の状態
- } 特記事項、主治医意見書、調査項目の内容から判断
- 状態像の例との比較結果
 - 日常生活自立度の組み合わせの分布
 - 要介護度変更の指標(○●)の該当数
 - 要介護認定等基準時間の区分毎の時間
- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 年齢 | <input type="checkbox"/> 性別 |
| <input type="checkbox"/> 申請区分(新規/更新など) | <input type="checkbox"/> 現在の状況(居宅/施設の別など) |
| <input type="checkbox"/> 前回要介護度 | <input type="checkbox"/> 前回認定有効期間 |
| <input type="checkbox"/> 中間評価項目得点 | <input type="checkbox"/> 運動能力の低下していない痴呆性高齢者の指標 |
| <input type="checkbox"/> サービス利用の状況や必要性 | <input type="checkbox"/> 家族状況(独居、家族の介護状況など) |
| <input type="checkbox"/> 調査対象者の主訴 | <input type="checkbox"/> 調査対象者の居住環境 |
| <input type="checkbox"/> 日常的に使用する機器・器械の有無(医療機器、車椅子など) | |
| <input type="checkbox"/> その他の指標(長谷川式スケールや自治体独自の指標など) | |
| <input type="checkbox"/> その他(_____) | |

審査では最終的な二次判定と異なる要介護度にすべきとの意見・議論はありましたか

- なかった
 - あった ⇒ その際の要介護度に☑チェックをして下さい(複数回答可)
- 自立 要支援 要介護(1 2 3 4 5)

審査にかかった時間(おおよその時間)に☑チェックをして下さい

- 1分 2分 3分 4分 5~10分 10分以上

要介護認定実態調査(第二次)調査票(介護認定審査会に関する調査)

都道府県名 _____ 市町村名 _____
 保険者番号 _____
 記入者名 _____ 連絡先TEL _____ () _____

調査項目

Q1 : 貴自治体の介護認定審査会において、特定の事項(例えば、「痴呆性高齢者」など)を専門に審査判定を行う合議体の設置について、当てはまる番号を選んでください。

また、「あり」の場合は、以下に掲げる事項について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

1)あり 2)なし

→「あり」の場合

- | | | |
|----------|--------------|-----------|
| 1)申請区分 | 2)要介護度(一次判定) | 3)第2号被保険者 |
| 4)痴呆性高齢者 | 5)その他() | |

Q2 : 貴自治体の介護認定審査会(合議体)において、運営に関してどのような工夫を行っていますか。当てはまる番号を選んでください。

また、「あり」の場合は、以下に掲げる事項について、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

1)あり 2)なし

→「あり」の場合

- | |
|---|
| 1) 委員・事務局間または委員間でメーリングリスト等を活用して意見交換を行っている。 |
| 2) 問題があると思われる事例や意見などを事前に提出してもらっている。(事前配布も含む。) |
| 3) 認定審査会または合議体ごとに、定期的な勉強会又は研修会を開催している。 |
| 4) 合議体間の連絡会を定期的で開催している。 |
| 5) その他() |

Q3: 貴自治体の介護認定審査会(合議体)において、認定調査員、主治医又はケアマネジャーにも出席してもらい、意見聴取をしたことがありますか。当てはまる番号を選んでください。

また、「あり」の場合、意見聴取を行った者について、以下に掲げるものから、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

1)あり 2)なし

→「あり」の場合

- | |
|-----------|
| 1)認定調査員 |
| 2)主治医 |
| 3)ケアマネジャー |
| 4)その他() |

Q4: 認定調査の再調査を指示したことがありますか。当てはまる番号を選んでください。

また、「あり」の場合、その理由について、以下に掲げる事項から、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

1)あり 2)なし

→「あり」の場合

- 1)特記事項の記載が少なく状態把握が困難
- 2)調査結果と特記事項の内容に相違がある
- 3)主治医意見書から判明した事実により再度認定調査が必要
- 4)認定調査日と主治医意見書の最終診察日の間隔が長期間にわたっている
- 5)急性期等の状態の安定していない時期に調査を行っている

Q5: 主治医意見書作成の再依頼をしたことがありますか。当てはまる番号を選んでください。

また、「あり」の場合、その理由について、以下に掲げる事項から、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

1)あり 2)なし

→「あり」の場合、

- 1)第2号被保険者の特定疾病名や診断上の根拠の記載漏れ
- 2)第2号被保険者の疾患が特定疾病に該当するかどうかの疑義
- 3)急性期で状態が安定していない時期に作成されたとの指摘
- 4)最終診療日と認定調査実施日の間隔が長期間にわたっている
- 5)認定調査項目の内容と相違がある

要介護認定実態調査(第二次)調査票(要介護認定全般に関する調査)

都道府県名 _____ 市町村名 _____
 保険者番号 _____
 記入者名 _____ 連絡先TEL _____ () _____

1. 要介護認定に関する取組みについて行っていることがあれば、当てはまる番号に○をつけてください。
 また、その他の場合、詳細を記入してください。(複数回答可)

1) **認定申請**に関すること

- ①老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業等のサービスについても説明を行っている。
 ②急性期又は要介護、要支援状態にないと思われた場合、必要に応じ申請時期を検討してもらっている。
 ③有効期間満了の一定期間前に対象者あて周知し、有効期間の30日前までの申請を促している。
 ④不適切な申請代行事例に対し必要な措置を講じている。
 ⑤本人の承諾なしに申請が行われた事例に対し必要な措置を講じている。
 ⑥その他()

2) **認定調査**に関すること

- ①新規申請の場合は、市町村の職員が認定調査を行うようにしている。
 ②認定調査を委託している場合、一定の割合で市町村等職員が調査を行っている。
 ③認定調査結果に大きな偏り等が見られるような事業者、施設の状況を把握している。
 ④個別の調査結果に疑義がある場合、市町村等職員が再調査を行っている。
 ⑤認定調査に関する手引き等を自主的に作成している。
 ⑥その他()

3) **主治医意見書**に関すること

- ①市町村から主治医に依頼し、主治医から市町村へ直接送付する。
 ②被保険者が主治医にあらかじめ依頼し、主治医から市町村に提出する。
 ③被保険者が主治医にあらかじめ依頼し、主治医から被保険者を經由し、市町村へ提出する。
 ④主治医意見書の記載状況の調査等を行っている。
 ⑤電子媒体による主治医意見書の作成又は提出を促進している。
 ⑥その他()

4) **介護認定審査会**に関すること

- ①合議体毎のデータ等、要介護認定に関するデータの分析を行っている。
 ②審査判定に関する手引きを自主的に作成している。
 ③必要に応じ、認定審査会に追加資料を添付している。
 ④資料のペーパーレス化、テレビ会議等、認定審査会のIT化を図っている。
 ⑤その他()